

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第四期入試 憲法

【出題趣旨】

本問は、自分自身は生活に困窮し生活保護法上の生活保護の受給をしながら、ボランティアとして災害地の倒壊家屋の片づけなどの活動を行っている人についての架空の事案である。

憲法 25 条（生存権）および同 13 条（個人の尊厳とならんで幸福追求権も規定されている）によれば、この本人の生活保護の受給は憲法上の生存権の保障に根拠づけられていると同時に、本人は自由権としての幸福追求権も有している。

ところが、生活保護法 1 条では、「この法律の目的」として「最低限度の生活を保障するとともに、その自立性を助長することを目的とする。」と規定されている。この場合の「自立性」とは、いうまでもなく生活上の自立性であり、労働しうる人は生活保護の対象から脱却することを求めることが要請されていることになる。他方で、ボランティアを自身の人生の「生きがい」と捉える者にとっては、あえて有償の労働としてでなく無償のボランティアとして災害後の被災地での活動に従事することが望まれる。

こうした事案を想定しながら、本問では、人権体系のうえでの自由権と社会権・生存権の両立は、現実の生活における生活保護とボランティア活動の関係づけにどのように影響を与えるかが問われている。本問はこのような架空の理論的問題を、現実の事案として捉えて理由付けを解答することを求めている。

【採点基準】

問 1 では、幸福追求権が 13 条として自由権に属すること（したがって社会権・生存権の問題とは別の憲法上の主張が X 側として成り立ちうること）（20 点）、および、ボランティアとしての被災地での活動が本問 X にとり人格的生存ないし人格的自律として、本人の自己決定権および幸福追求権とみなされうること（20 点）につき、有効な主張が求められる。

問 2 では、生活保護の憲法上の本来の根拠規定である 25 条の生存権の問題であることを記述していただきたい（この点の整理に 20 点）。そのうえで、「出題趣旨」で前述したように、生活保護法 1 条が「自立性を助長することを目的とする」と述べているところ、それを根拠に本問ではボランティアができるのだから労働者としても自立性は維持できているとの前提で生活保護の支給が廃止された。こうした行政側の対応は憲法 25 条の生存権保障を具体化したはずの生活保護法、およびその運用において、合憲適法と言いうるかにつき、有効な分析が求められる（この点の分析に 20 点）。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 刑法

【出題趣旨】

殺人の意思で首を絞めた後、相手が死亡したと誤信して、死体を遺棄するつもりで山中に埋めたが、実際には埋められた後に土を吸い込んで窒息死したという事例を素材に、刑法に関する基本的知識の応用力、および具体的事例の分析力を試し、合わせて、法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。

刑法学習者が必ず学ぶと想定される最高裁判例をもとにした事例であり、正確な知識と適切な判断とが期待される。

【採点基準】

※ 評価上の主要な観点と概略的な配点（80点満点）を示す。

1 殺人罪（計50）

（1） 事案分析（10）

甲は、殺人罪（刑法199条）の実行行為を行ったといえるであろうが、実際には客体の死亡結果が生じていないのに死亡したものと誤信し、死体遺棄（刑法190条）を行うつもりで客観的には生存者遺棄致死罪（219条）にあたる事実を実現したことになる。

（2） 因果関係の錯誤と既遂結果に対する故意の成否に関する規範（30）

死亡結果の直接の原因は、土の吸引にあったことから、いわゆる因果関係の錯誤が生じている場合である。この問題に関する判例を含め、処理方法に関する議論を説明したうえ、妥当な解釈論を提示することが求められる。

（3） 事実評価（10）

（2）の規範から論理一貫した事実評価、結論を導く必要がある。

2 窃盗罪（20）

窃盗罪（刑法235条）の成立要件の充足如何を事実在即して指摘し、「法的三段論法」を意識した事実評価を行うことが期待される。

被害者が死亡したと誤信してその所有物を取得した行為が、客観的に窃盗罪（刑法235条）に該当するか否か、窃盗罪の事実について故意が認められるかが問題である。いわゆる「死者の占有」をめぐる論点であるが、事例に即して問題点を整理し、体系的に論じることが必要である。

3 総合評価（10）

上記以外の住居侵入罪（130条前段）および罪数関係、その他の加点・減点要素の考慮

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や事実評価の不適切さ

以上